独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社正興電機製作所	コード	6653
提出日	2023/3/6	異動（予定）日	2023/3/29
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	和仁　寛	社外取締役								△			○				新任	
2	高崎　繁行	社外取締役	○													○		有
3	石田　耕三	社外取締役	○													○		有
4	青木　麗子	社外取締役	○													○		有
5	高田　勝則	社外監査役	○										△	△			新任	有
6	近藤　真	社外監査役	○										△					有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	和仁寛氏は、当社の主要な取引先である九州電力株式会社に過去在籍（2020年４月同社執行役員 大分支店長、2022年６月同社退任）しており、九州電力株式会社と当社の間には、5,095百万円の取引が存在しています。（取引額については2022年12月期実績） また同氏は、九州電力送配電株式会社代表取締役副社長執行役員であり、同社と当社との間には、製品（電力設備関連）販売の取引関係があります。	
2		西日本鉄道株式会社において長年にわたり経営に参画し、経営企画や事業戦略に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員として、経営陣の指名・報酬への関与を通じた監督等適切な役割を期待し、社外取締役に選任させていただいております。 同氏につきましては、上記aからl、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」（４．補足説明参照）の各事項に該当しないことから独立性について特段問題はなく、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員に指定しております。
3		株式会社堀場製作所におけるビジネス経験で培ってきた海外の業務経験と技術的な知識を有しております。また、任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員として、経営陣の指名・報酬への関与を通じた監督等適切な役割を期待し、社外取締役に選任させていただいております。 同氏につきましては、上記aからl、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」（４．補足説明参照）の各事項に該当しないことから独立性について特段問題はなく、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員に指定しております。
4		主に中国に展開するコンサルティングファームにおける長年のコンサルタントとしての経験と知識を有しております。また、ダイバーシティの観点からの助言・提言、ならびに任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員として、経営陣の指名・報酬への関与を通じた監督等適切な役割を期待し、社外取締役に選任させていただいております。 同氏につきましては、上記aからl、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」（４．補足説明参照）の各事項に該当しないことから独立性について特段問題はなく、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員に指定しております。
5	高田勝則氏は、過去、当社の取引先である株式会社九電工の業務執行者でありましたが、その取引の規模に照らして同氏の独立性に特段問題はないと判断しております。 また、当社の添田英俊氏（2018年３月当社代表取締役社長就任）が、2022年６月から同社の社外取締役監査等委員に就任しております。	株式会社九電工の経理部門の責任者などを務め、財務および会計に関する十分な知見を有しております。また、同氏が株式会社九電工における執行役員および株式会社九電工ホームにおける代表取締役社長として培ってこられた豊富な経験と幅広い知識や見識を、当社の経営全般に活かしていただくとともに、経営のチェック機能の客観性の向上や監督機能の強化を図ることを目的に、社外監査役に選任させていただいております。 同氏につきましては、「該当状況についての説明」に記載している事項以外に独立性について特段問題はなく、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員に指定しております。
6	近藤真氏は、過去に当社と顧問弁護士契約を結んでおりましたが、取引の規模、性質に照らして同氏の独立性に特段問題はないと判断しております。	長年にわたり弁護士として培ってこられた豊富な経験と専門的な知識を、当社の経営全般に活かしていただくとともに、経営のチェック機能の客観性の向上や監督機能の強化への役割を期待し、社外監査役に選任させていただいております。 同氏につきましては、「該当状況についての説明」に記載している事項以外に独立性について特段問題はなく、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員に指定しております。

４．補足説明

株式会社正興電機製作所 社外役員の独立性判断基準
株式会社正興電機製作所は、以下の事項に該当しない場合、社外取締役および社外監査役（以下、社外役員）に独立性があると判断する。
社外役員本人、配偶者または二親等以内の親族について
（１）現在において当社または当社グループ会社の業務執行者である者、または当該就任の前10年間において当社または当社グループ会社の業務執行者であった者
（２）当社の取引先であって、当社連結の直近に終了した過去３事業年度のいずれかにおいて、当社に、当社連結のその事業年度の売上高の３％を超える金額の支払いを行った法人等の業務執行者である者、もしくは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関の業務執行者である者
（３）当社を取引先とする、当社連結の直近に終了した過去３事業年度のいずれかにおいて、当社から、当該取引先連結のそれぞれの直近に終了した事業年度の売上高５％を超える金額の支払いを受領した法人等の業務執行者である者
（４）当社連結の直近に終了した過去３事業年度のいずれかにおいて、法律、会計若しくは税務の専門家またはコンサルタントとして、当社から直接的に1,000万円を超える報酬（当社役員としての報酬を除く）を受けている者（報酬を得ている者が団体である場合は、その団体に所属する者）
（５）当社連結の直近に終了した過去３事業年度のいずれかにおいて、当社から年間1,000万円を超える寄付または助成金を受けている団体等に所属する者
（６）実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主たる法人等の業務執行者である者、または当該就任の前10年間において実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主たる法人等の業務執行者であった者
【注記】業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、その他の職員、従業員をいう。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a．上場会社又はその子会社の業務執行者
　b．上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c．上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d．上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e．上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f．上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g．上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h．上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i．上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j．上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k．社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l．上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。